

震災ボランティア活動の果たしてきた役割と、今後の政府の取組

～東日本大震災から半年を経過して～

1 これまでの震災ボランティア活動を俯瞰して

- 震災直後は、主として、海外での災害救援活動に従事している NGO を中心にボランティア活動が開始され、被災された方の救援や、被災地の情報把握に大きな役割を果たした。
- その後、交通事情の改善、燃料不足の解消等に伴い、各種 NPO や一般の方々のボランティア活動も拡大した（9月25日現在、岩手、宮城、福島3県各地の震災ボランティアセンターの登録・活動者数は延べ76万7千人超）。これまでの活動の中心は、炊き出し、泥の除去、片付け等であったが、発災後半年を経て、次第にこれらのニーズは収束しつつある。
- 現在、被災された方々の仮設住宅への入居が進む中で、コミュニティづくり支援や心のケアなど、さらには、復興まちづくりへの参画・協力など、ボランティアへのニーズが拡大・多様化している。

2 今後の震災ボランティア活動に関する政府の取組

(1) 仮設住宅への対応

【ボランティア活動の状況・予想される今後の展開】

仮設住宅での生活におけるコミュニティづくり支援、心のケア等のニーズへの対応については、①活動が長期間にわたることが想定されること、②状況の異なる仮設住宅団地それぞれに対するきめ細かい対応が必要なことなどから、地域行政と密接に連携した地元中心の息の長い活動が求められる。特に、行政サービスの届きにくい細かなニーズへの対応が期待されている。

【政府の取組】

そのため、政府として、以下のように、ボランティア活動に対する支援に努めたいと考えている。

- NPO 等の活動にも活用できる官民の資金的な支援制度について、情報を解りやすくまとめ、NPO のネットワーク等を通じて PR し、積極的に活用いただけるようにする。
- 行政、社会福祉協議会、NPO 等が連携して取り組んでいる好事例を把握し、必要に応じて他の地域に PR する。

- (例1) 行政からの委託に基づいて NPO 等が仮設住宅の生活環境アセスメントを実施する取組
- (例2) 各地に点在する仮設住宅の住民に対する見守り等を行うに当たり、NPO 間で連絡を取り合いながら過不足なく効果的に活動できるよう役割分担を明確化する取組 など
- NPO 等が行っている先進的な取組の具体例を把握し、必要に応じて他の地域に PR する。
- (例) いわゆる「みなし仮設」(民間住宅の借り上げ)に居住している方々や自宅の2階等に避難している方々を戸別訪問して様々な援助活動を行っている取組 など

(2) 復興のまちづくりや特定テーマへの対応

【ボランティア活動の状況・予想される今後の展開】

今後、地元 NPO を中心に、復興まちづくりに参画・協力して、地域の活性化や雇用の拡大を支援する活動、また、被災された方々の多様性や多様なニーズに着目した特定テーマに対応する活動などが展開されると予想される。

【政府の取組】

上記に対応し、政府としては、次のような支援にも努めていきたいと考えている。

- 各被災市町村における復興計画策定と歩調を合わせて、復興まちづくりへの支援活動を展開されている NPO 等の関与の具体例を把握し、これを必要に応じて他地域に伝播する。
 - 震災を契機とする特定のテーマに対応した NPO 等の活動の実態を把握するとともに、必要に応じ、関係行政機関との調整を図る。
- (例1) 児童生徒の生活環境の変化に対する支援(校庭等での活動が制限されている児童生徒を連れ出して野外で遊ばせる取組、自宅から離れた学校への通学を余儀なくされている児童生徒の通学支援など)
- (例2) 被災者の雇用に資するコミュニティビジネス等への取組 など

(3) 県外等遠隔地からのボランティアへの支援

【ボランティア活動の状況・予想される今後の展開】

地域によっては、泥の除去、片付け等の従前からのニーズも残っており、また、被災された方々の思い出づくり支援(写真洗浄など)や、仮設住宅におけるイベントの手伝いなど、遠隔地からのボランティアについても、まだまだ活躍の場があると考えられる。

【政府の取組】

上記に対応し、政府としても、引き続き、そういった活動に対する支援に努めたいと考えている。

- 現地のボランティアへのニーズの状況やボランティアツアー等の情報発信。
- ボランティア車両の高速道路無料化措置の延長に伴い、その手続きが社会福祉協議会の過度な負担とならないよう配慮。

(参考)

これまでの政府の取組等について

1. 組織・体制

震災ボランティア活動は被災地支援に大きな役割を果たすと考えられ、政府としてその活動と連携、助長することが重要であることから、発災直後の3月15日、内閣官房のもとに震災ボランティア連携室を設置することが内閣総理大臣により決定され、16日より稼働。9月16日までの半年間、2. に示すような様々な取組を行ってきた。

今後は、仮設住宅におけるコミュニティづくり支援や心のケア、さらには復興まちづくりへの参画・協力等、復興に向けたボランティア活動が重要になってくることから、政府としても、このような活動と一層、緊密に連携していくため、9月16日、震災ボランティアに関する事務が内閣官房から東日本大震災復興対策本部に移され、同日、内閣官房震災ボランティア連携室は廃止された。

2. 内閣官房震災ボランティア連携室を中心とした政府のこれまでの取組等

(1) 震災ボランティア活動の促進

- 官房長官記者会見等により、官民、さらに広く国民に対し、ボランティア活動参加の呼びかけ(5/27、7/29)。
- 観光庁を通じて、旅行業界に対し、ボランティアと観光を組み合わせたツアーの設定を呼びかけた(5/27)結果、具体的な商品が展開。

(2) 震災ボランティア活動に関する情報発信

- 官邸ホームページや、内閣官房震災ボランティア連携室と連携する民間ウェブサイト(助けあいジャパン)により、受入れ先、ニーズ、交通情報、ボランティアツアー、注意事項等についての最新情報を発信。

(3) 震災ボランティア活動を円滑かつ効果的にするための側面支援

- NPO等の長期的な活動を確保するため、国の助成制度(雇用創出基金事業、地域支え合い体制作り事業、新しい公共支援事業等)及び民間団体の助成制度について、わかりやすくまとめて周知するとともに、活用を働きかけ。
- ボランティア車両の高速道路無料通行手続きの簡素化、ボランティアバスの運行ルールの明確化等について、関係省庁と調整・実現。
- 内閣広報室が作成した生活支援ハンドブックやチラシが、社会福祉協議会やNPO等を通じて被災された方々に直接届くよう、仲介・調整。

(4) 現地情報の政府部内での共有／施策への反映

- 被災地に辻元総理補佐官及び連携室員が赴き、地方自治体、各地の災害ボランティアセンター、NPO等と意見交換し、最新状況を把握(辻元総理補佐官出張延

べ11回、21日)。

- 東日本大震災支援全国ネットワーク(600超のNPO等が参加)との連絡会(延べ東京6回、現地5回)、主要NPO等からのヒアリング等を実施。
- これらにより得た情報を復興対策本部の被災地支援連絡会議(復興担当大臣、総務大臣、辻元補佐官等出席)等の場に適宜提供し、必要に応じ政府施策に反映
 - (例1) 発災直後、現地で活動するNPO等から得たどの避難所にどんな物資が不足しているか等の情報を提供することにより、それに基づき物資調整担当を通じて適宜、避難所に物資を提供。
 - (例2) 居住環境の劣悪な避難所の情報を提供することにより、それに基づき適宜避難所支援担当を通じて適宜、避難所における生活環境を改善。
 - (例3) 仮設住宅についてのNPO等の先行的な状況調査の報告に基づき、適宜、自治体を指導。